

受益者負担金制度の答申案について

資料 2

事務局

〔概ね審議の終了している事項〕

1. 受益者負担金対象事業費の設定

受益者負担金の対象となる下水道事業費については、長期に渡って安定した受益者負担金制度を維持できる金額であると同時に、下水道建設費の一部に対する下水道利用者の負担として理解を得やすい考え方とすることを重視します。この着眼点に基づき、受益者負担金の対象事業費は下水道建設費の財源構成において事業主体の市町村が負担すべき、「公共下水道建設費の5%程度(1,827百万円)」とします。

参考

対象事業費には流域下水道に対する岩出市の建設負担額の5%(294百万円)を含めることも議論されましたが、流域下水道は根幹的な下水道施設であって広域的な水質保全に公共的な役割を果たす点を踏まえて、受益者負担金対象額には含めませんでした。

2. 負担金算定方式について

受益者負担金算定方式については、岩出市の特徴である、

① 比較的面積の狭い(100～300 m²)新しい開発団地と、旧集落や周辺部の大きな宅地の両方が見られる。

② 住宅開発が盛んであり、今後も宅地開発は継続すると予想される。

を踏まえ、地積割と定額制を組み合わせた組合せ方式を採用します。

定額制と地積割の考え方としては、「最低限各区画で負担していただく費用」としての基本定額を設定し、対象事業費の残りを地積割で負担する方式とします。

3. 負担金の賦課時期について

受益者負担金の賦課時期については、岩出市において公共下水道受益者負担金が導入されるのが最初であることからできるだけ利用者に理解されやすい制度とする観点と、市内における開発行為によって土地利用の変化が当面継続することを重視しました。

そのため宅地などの土地利用が確定しており、上水道の施設負担金と同様になることから利用者の理解を得られやすいと考えられる、下水道接続申請時を負担金の賦課時期として採用します。

〔第12回で審議未了の事項〕

4. 受益者の設定について

受益者負担金を賦課される受益者については、

- ① 土地所有者
- ② 借地権、地上権などの設定者
- ③ 借家人

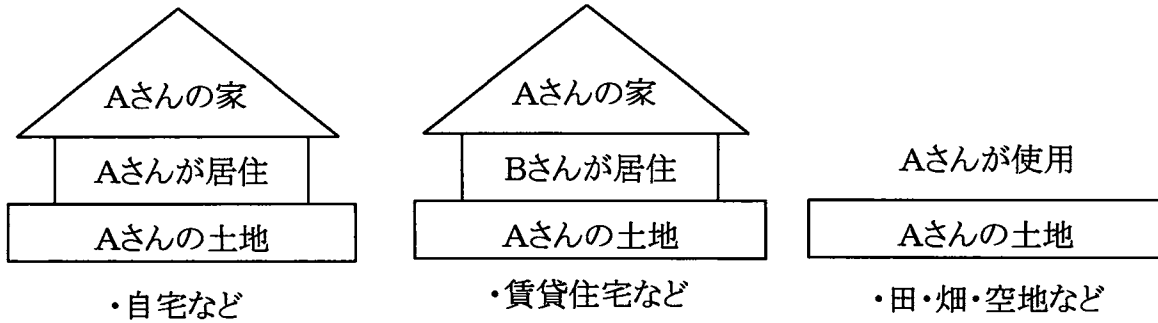
が考えられます。

③の借家人は下水道を使用する立場になると考えられますので、下水道の直接の受益者と考えることもできますが、多くの先行自治体においては借家人を受益者の対象から外しています。これら自治体の受益者負担金条例においては「一時使用のために設定された地上権又は使用貸借もしくは賃借権による権利を除く」とのただし書きが設けられており、下水道建設費の一部として一度だけ賦課される受益者負担金に対して、借家人を一般的に一時使用者とみなしているからと考えられます。

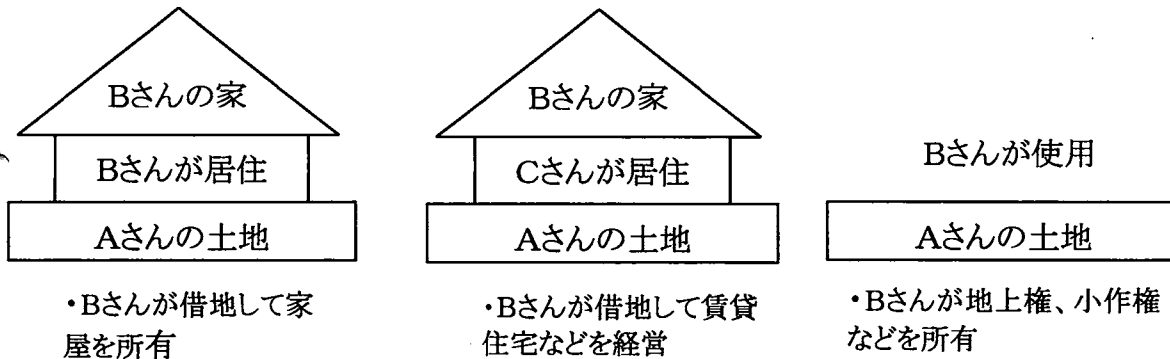
②の借地権、地上権などの設定者についても、一時使用のために設けられた権利については下水道整備による著しい利益を受けているとは言えないことから、受益者の対象にはなっていないと考えられます。しかしそれらの権利存続期間が長期に及ぶと認められる場合には、それら権利者に賦課している自治体が多く見られます。ただし、所有権者と他の権利者の間で受益の程度がどの割合となるかは個別の事情に大きく左右されるため、実際の賦課に当っては①の土地所有者との間で協議を求め、申告者に対して賦課する方式が多く採用されています。自治体によっては、下図の様に場合分けして例示しているところも見られます。

上記の状況を考慮し、受益者の設定は原則として土地所有者に賦課し、権利関係者間での協議によって申告することを可能とします。一方で協議がまとまらない場合に備え、一定期間経過後は市長が受益者を認定できるようにします。

例1 この場合の受益者は、Aさんです。



例2 この場合の受益者は、Bさんです。



5. 徴収方法について

徴収方法については、納付時期を利用者が下水道を利用するとの意思を表明する下水道接続時と遅く設定することを前提に、賦課・徴収事務の簡素化を目的に、原則として一括納付とします。(上水道の工事費用分担金と同様)

6. 減免・納付猶予制度について

減免については、受益者負担金が一度だけの賦課であり、一度減免すると永久に徴収できなくなることから、公共用地など下水道整備の利益の大半が最終的には不特定多数の住民に還元される場合に限ります。

納付猶予については納付時期が接続時であることから、農地や空地の納付猶予は行いません。生活保護世帯や市税免除世帯など生活困窮者に対しては、申請により分割納付や納付猶予制度を設けます。